

第1回
住用町内学校の
在り方検討委員会

日時:令和7年7月4日(金)14:00~

場所:住用町公民館 2階ホール

奄美市教育委員会

第1回 住用町内学校の在り方検討委員会

日時:令和7年7月4日(金)14:00～

場所:住用町公民館 2階ホール

《会次第》

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 委員長・副委員長選出
- 6 委員長挨拶
- 7 諮問
- 8 議事
 - (1) 検討委員会設置の経緯と目的
 - (2) 住用町の人口推移等
 - (3) 住用町内各学校の児童生徒数推移
 - (4) 住用町内小・中学校の状況等について
 - (5) 統合再編のメリット・デメリット
 - (6) 「住用町内学校の在り方検討委員会」スケジュール(案)
- 9 その他
- 10 閉会

住用町内学校の在り方検討委員会 委員名簿

■委員(15人)

選出区分		氏名	備考
1号委員	学識経験者	原田 義則	鹿児島大学 教育学部准教授
	学識経験者	岩浅 有記	大正大学 地域構想研究所准教授
2号委員	保護者代表	吉村 裕一	住用小学校PTA代表
	保護者代表	新納 直穂子	住用中学校PTA代表
	保護者代表	納 弘樹	東城小中学校PTA代表
	保護者代表	中村 由美	市小中学校PTA代表
3号委員	教育関係者	福本 淳一	住用小学校長
	教育関係者	中尾 奨	住用中学校長
	教育関係者	笠井 マリ子	東城小中学校長
	教育関係者	木場 敏朗	市小中学校長
4号委員	関係団体の代表者	山田 紘一	住用町地域住民の代表(住用地域協議会代表)
	関係団体の代表者	森田 博秀	住用町囑託員会代表
	関係団体の代表者	蘇畑 美保乃	住用へき地保育所長
	関係団体の代表者	納 奈緒子	保育所保護者代表
5号委員	その他教育委員会 が適当と認めるもの	西 明日香	公募委員

■事務局(9人)

職名	氏名	備考
教育委員会事務局 教育部長	當田 栄仁	
住用総合支所 事務所長	藤江 俊生	
教育委員会事務局 教育総務課長	林 孝浩	
教育委員会事務局 学校教育課長	村岡 和志	
教育委員会事務局 学校教育課長補佐	川上 嘉一	
教育委員会事務局 学校教育課主幹兼指導主事	藤迫 芳章	
教育委員会事務局 住用地域教育課長	久保田 貴美人	
教育委員会事務局 住用地域教育課主幹兼係長	武田 英樹	
教育委員会事務局 住用地域教育課主事	星野 蒼一郎	



奄住教第 8 号
令和 7 年 7 月 4 日

住用町内学校の在り方検討委員会委員長 様

奄美市教育長 向 美芳

住用町内学校の在り方について (諮問)

住用町内学校在り方検討委員会設置要綱(令和 7 年奄美市教育委員会告示第号) 第 2 条の規定に基づき、次に掲げる事項について、理由を添えて諮問します。

1 諮問事項

- (1) 住用町の学校規模及び配置等に関する計画策定に係る基本的な方針について
- (2) 前号に掲げる適正化のための具体的な方策について

2 諮問理由

住用町内すべての学校において児童生徒数が年々減少している状況を踏まえ、今後の住用町内小中学校の抜本的な教育環境の改善を進めるため、将来を見据えた住用町内学校の在り方について、幅広い見地から調査及び検討いただき、基本的な方針や具体的な方策についてご提言いただきますようよろしくお願い申し上げます。

住用町内学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 本町における児童生徒数の推移を踏まえ、奄美市立住用町内小学校及び中学校(以下「学校」という。)の将来を展望した学校の在り方について、幅広い見地から検討し、方向性を見出すため、住用町内学校の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、奄美市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、調査及び検討を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は15人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者の代表
- (3) 教育関係者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、1年とし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否に対し同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会住用地域教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる委員会は、教育委員会が招集する。

3 この要綱は、第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。

住用町内学校の在り方検討委員会の進め方について

1 会議の開催について

開催は、基本的に平日の午後2時00分に開始し、概ね午後4時を目標に終了することとします。

2 会議の取扱いについて

委員会の会議は、公開とします。ただし、出席委員の過半数以上の多数で議決したときは、非公開とすることができるものとします。

3 委員に関する情報公開の取り扱いについて

- ① 別紙委員名簿に記載事項など、基本的な情報については公開するものとします。
- ② 市の広報活動、報道機関等の取材のため、会議の様子を撮影した画像については、公開するものとします。
- ③ その他の情報の取扱いについては、原則として非公開としますが、個別の事案については、委員会に諮って決定します。

4 会議に関する情報公開の取り扱いについて

- ① 市のホームページにて、次の事項について公開します。
 - ア 会議の開催日、会場
 - イ 会議の資料(奄美市情報公開条例の規定により公開しないことができる情報を除く。)
 - ウ 会議録(発言した委員の氏名を非公開とした概要版)
- ② 会議での発言内容や会議で知り得たことなど、情報発信する際は、事務局にご相談ください。
- ③ その他会議等の情報公開が必要な場合は、正副委員長の確認を受けた後に決定します。

5 報道機関等からの取材の対応について

報道機関等からの取材については、基本的に事務局対応とします。

6 会議の傍聴について

- ① 傍聴席の範囲内でどなたでも傍聴できることとします。ただし、個人情報扱うなど、内容によっては非公開とします。
- ② 傍聴人の定員は5人とし、受付にて住所及び氏名を記入することとします。また、会議開始30分前から10分前までに手続きを終えることとします。
- ③ 議事の進行の妨げとなる行為、または他人に迷惑をおよぼす恐れのあると認められる人は傍聴を禁止します。
- ④ 会議の撮影および録音は禁止します。

1 検討委員会設置の経緯と目的

■委員会設置の経緯

住用町は国勢調査の人口で、昭和30年には、4,133人の人口に対し、平成17年には、1,784人、令和2年の国勢調査では、1,188人と約3,000人の人口が減少している。とりわけ、若者の地元流出は、少子高齢化の問題を進展させ、産業の衰退や学校存続など地域の活力低下を招き、様々な分野の問題へと進展させています。

小学校では、すべての学校が過小規模校(3校)であり、うち1校が休校の状態であります。各学校各学年児童数は一桁で全学校の小学校児童数合計でも令和7年度で30人と数年来、複式学級での学級編成を余儀なくされております。

中学校でも、すべての学校が過小規模校(3校)であり、うち1校が令和7年度末で休校となります。各学校各学年生徒数は一桁で全学校の生徒数合計でも令和7年度で13人であり、専門の免許を持っている専任教員すべての教科では配置できておらず、教科指導の質の低下のおそれがあります。

こうした現状を踏まえ、児童生徒にとってよりよい教育環境を提供するとともに、地域社会全体での持続可能な学校運営を実現するため、これらの課題に対して早急な対応が必要です。

このようなことから、奄美市教育行政の重点施策や令和6年度策定の住用版地域創生戦略～住用未来10年計画～でも、住用町内小学校及び中学校の将来を展望した学校の在り方について、幅広い見地から検討し、方向性を見出すため、住用町内学校の在り方検討委員会を設置することとしております。

奄美市教育委員会では、地域の声や意見を聞きたいと考えており、地域の代表として活動をされている方に、委員の一員として活躍いただきたいとの思いから、本委員会の構成員として委嘱させていただいたものです。

■委員会の目的

住用町内学校の在り方検討委員会は、奄美市教育委員会からの諮問(意見を求めること)に応じ、現状と課題を踏まえ協議し、答申をすることが最終的な目的となります。

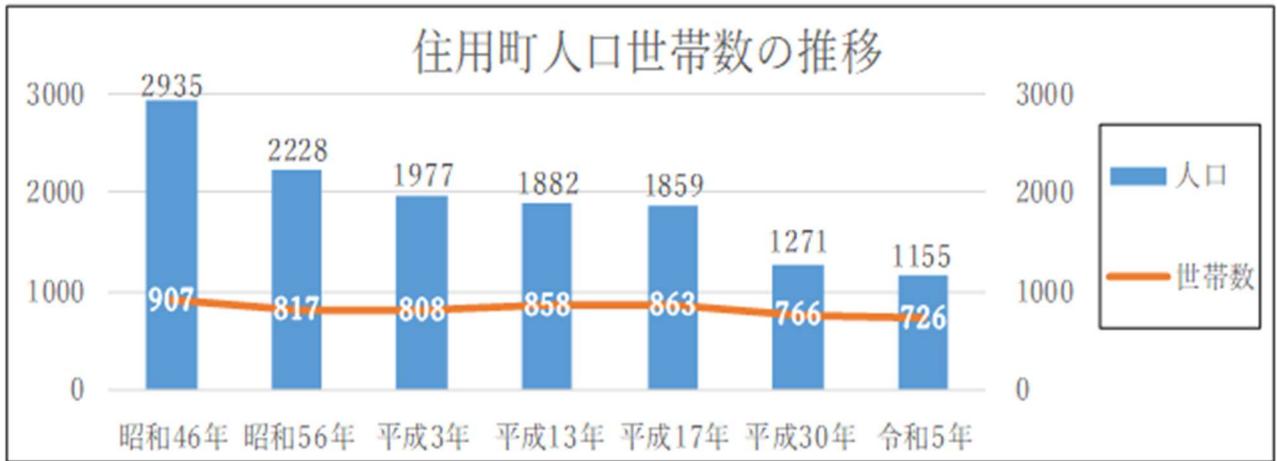
具体的には、様々なデータを元に、現状の整理と一般的な方針をまとめ、教育委員会に報告することになります。

2 住用町の人口推移等

① 総人口の推移

下記グラフは、昭和46年から令和5年までの住民基本台帳に基づく人口の推移を示したものです。

住用町の推移を分析すると、昭和46年から常に減少傾向にあり、令和5年の人口は1,155人で、昭和46年と比べて、約60%の減少となっています。



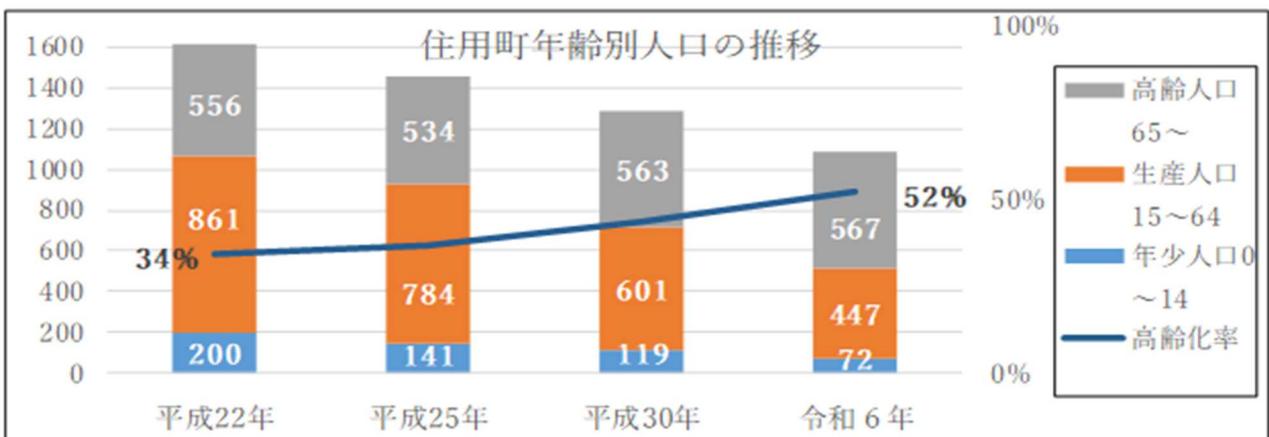
図表1 総人口の推移

② 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本町の年齢3区分別人口を見ると、生産年齢人口(15～64歳)は、平成22年861人に比べ、令和6年では447人と約48%減少となり、人口減少の要因と考えられる。また、老年人口は(65歳以上)は平成22年556人に比べ、令和6年567人と横ばいとなっています。

年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口が年々減少することにより、相対的に高齢化率(52%)が上昇となっています。これは、生産年齢人口約0.8人で1人の老年人口を支える計算となります。

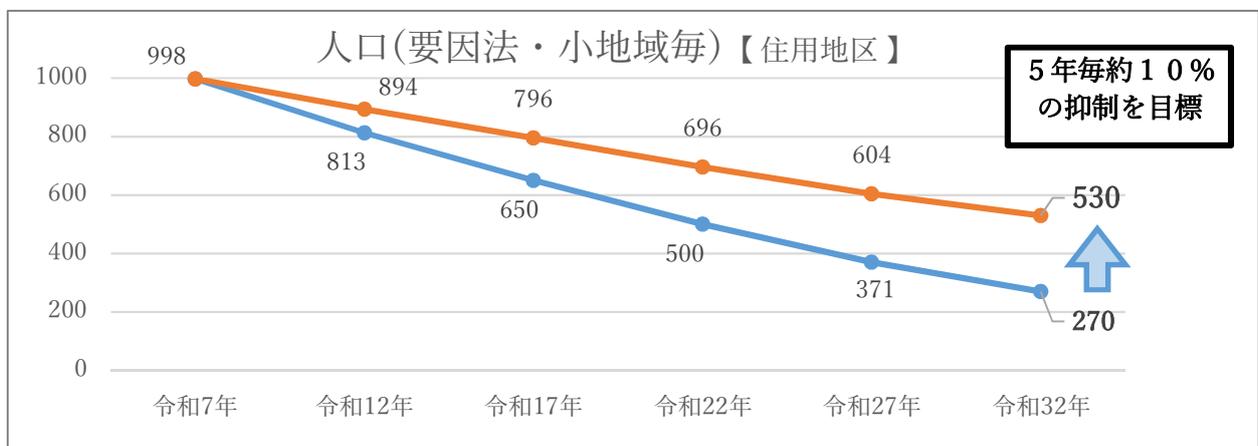
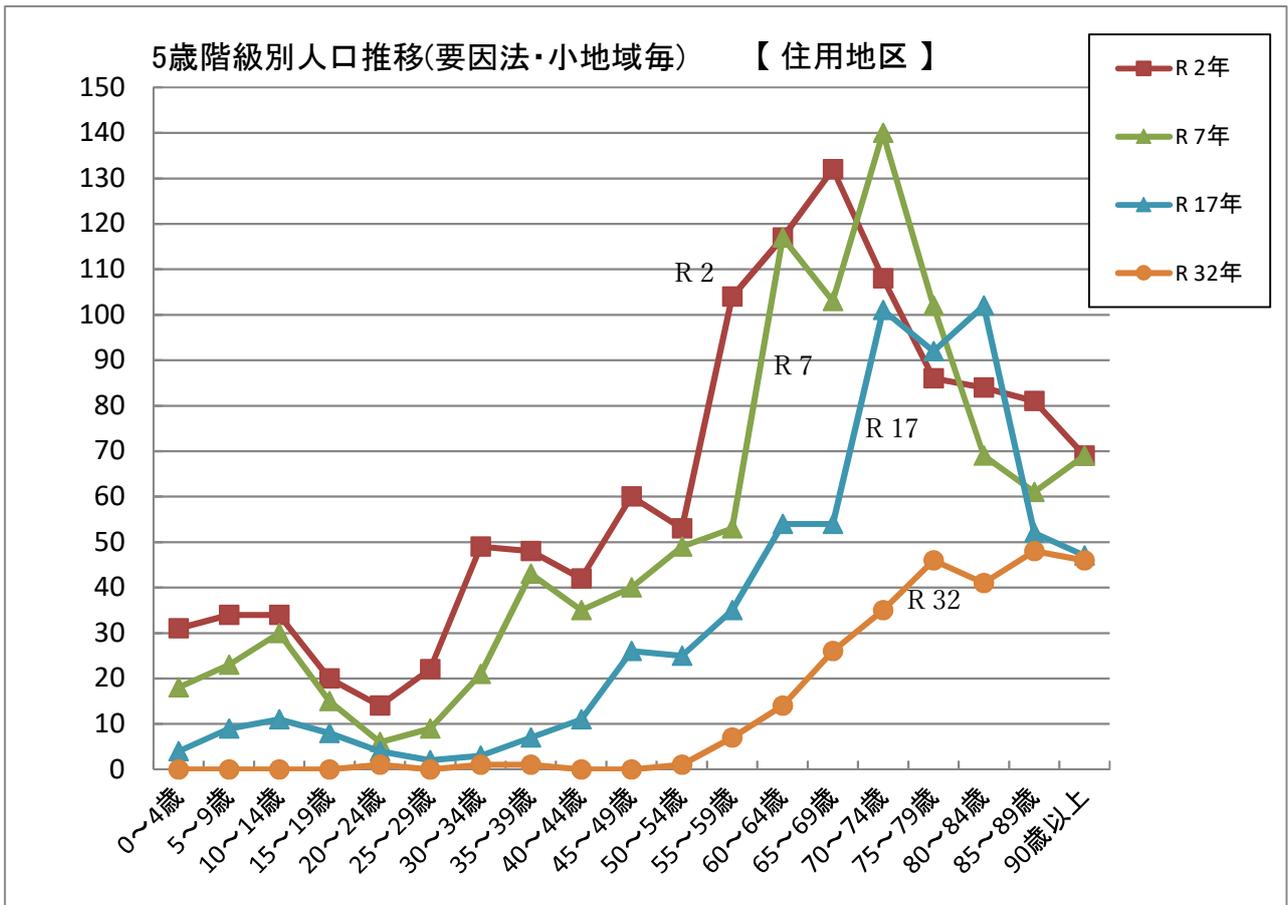
図表2 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



③ 将来人口推計

国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3(R2 国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成した5歳階級別人口推移から、本町の総人口に与えてきた自然増減(出生数－死亡数)と社会増減(転入数－転出数)の影響を分析すると、令和32年総人口が270人に減少となっています。死亡数が増えればさらにこの数字は大きくなり、人口減少を抑制する政策を早急に検討していかなければなりません。

令和32年で530人を目標として5年ごとに10%の抑制を目指します。

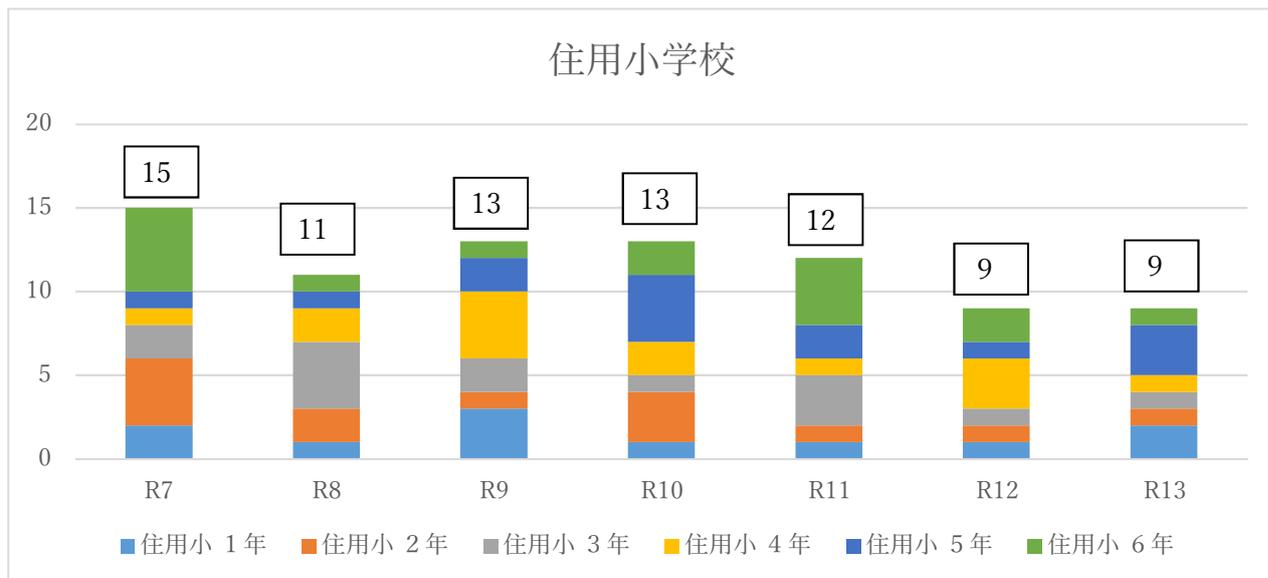


3 住用町内各学校の児童生徒数推移

1 小学校

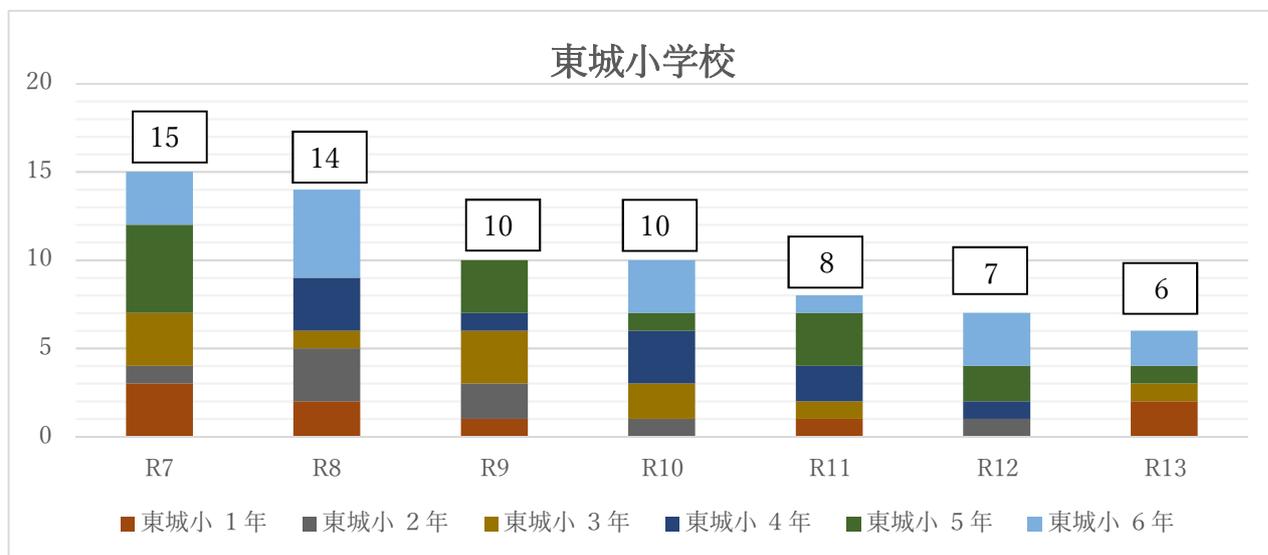
(1) 住用小学校

- 令和7(2025)年の全児童数は、15人です。その後、令和13(2031)年まで二桁の児童数でほぼ横ばいの状態です。



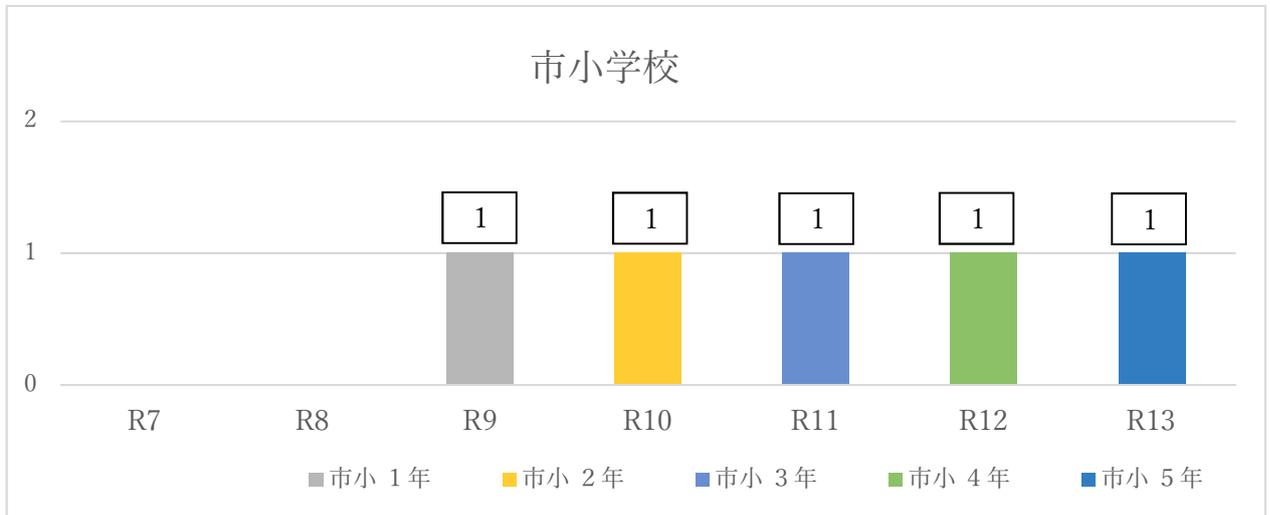
(2) 東城小学校

- 令和7(2025)年の全児童数は、15人です。その後、令和10(2028)年までは、二桁で推移するが、令和11(2029)年から一桁の人数に転じる。また、令和10(2028)年と令和12(2030)年は、1年生の入学生が0人です。



(3) 市小学校

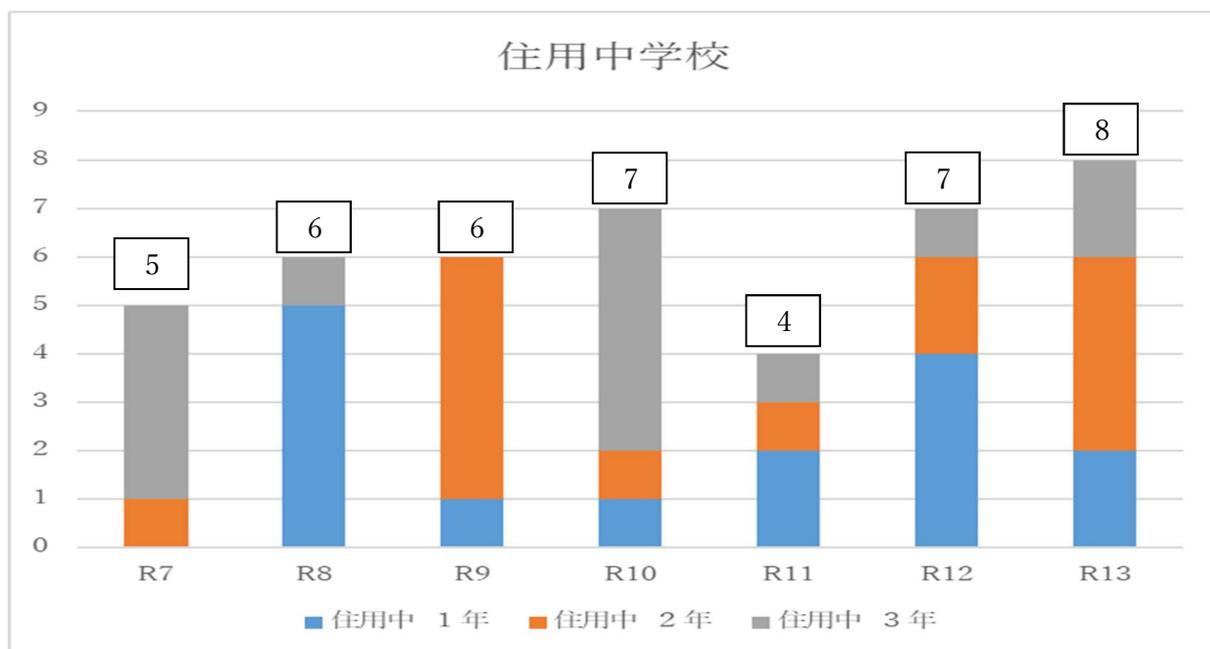
- ・ 令和7(2025)年の全児童数は、0 人です。しかし、令和 9(2027)年に、児童 1 人の入学生がある。



2 中学校

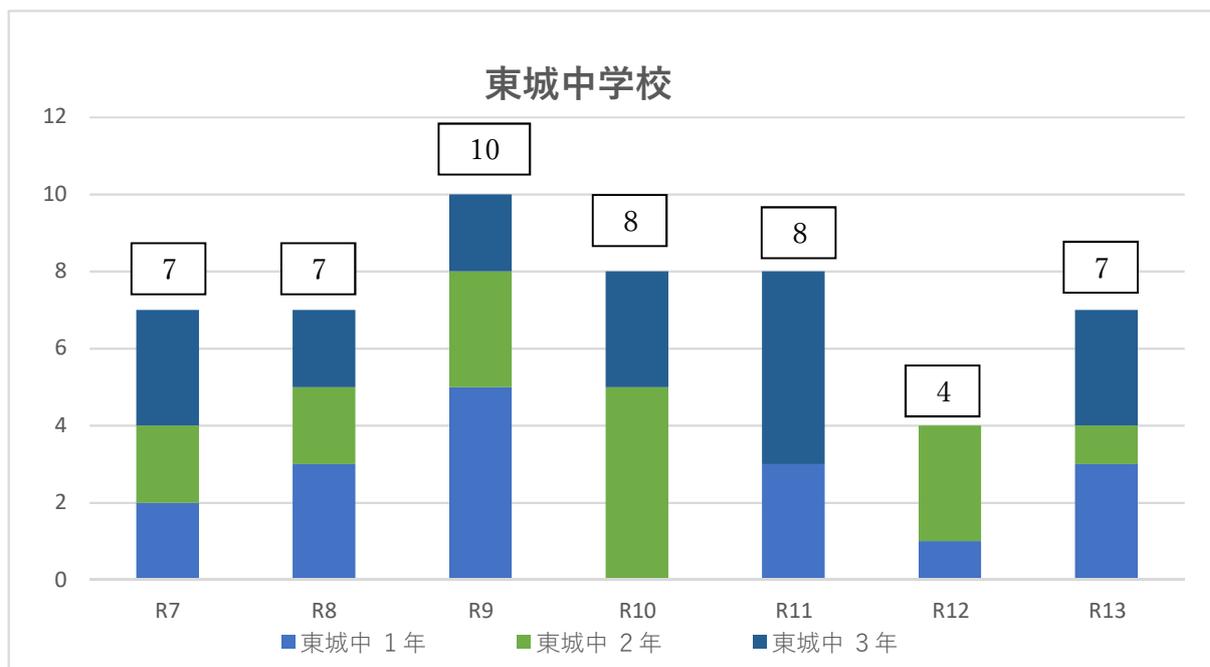
(1) 住用中学校

- 令和7(2025)年の全生徒数は、5人です。その後も令和13(2031)年まで各年、一桁の生徒数で推移する。なお、令和7(2025)年は入学生0人です。



(2) 東城中学校

- 令和7(2025)年の全生徒数は7人です。その後も令和13(2031)年まで、ほぼ一桁の生徒数で推移する。なお、令和10(2028)年は入学生0人です。



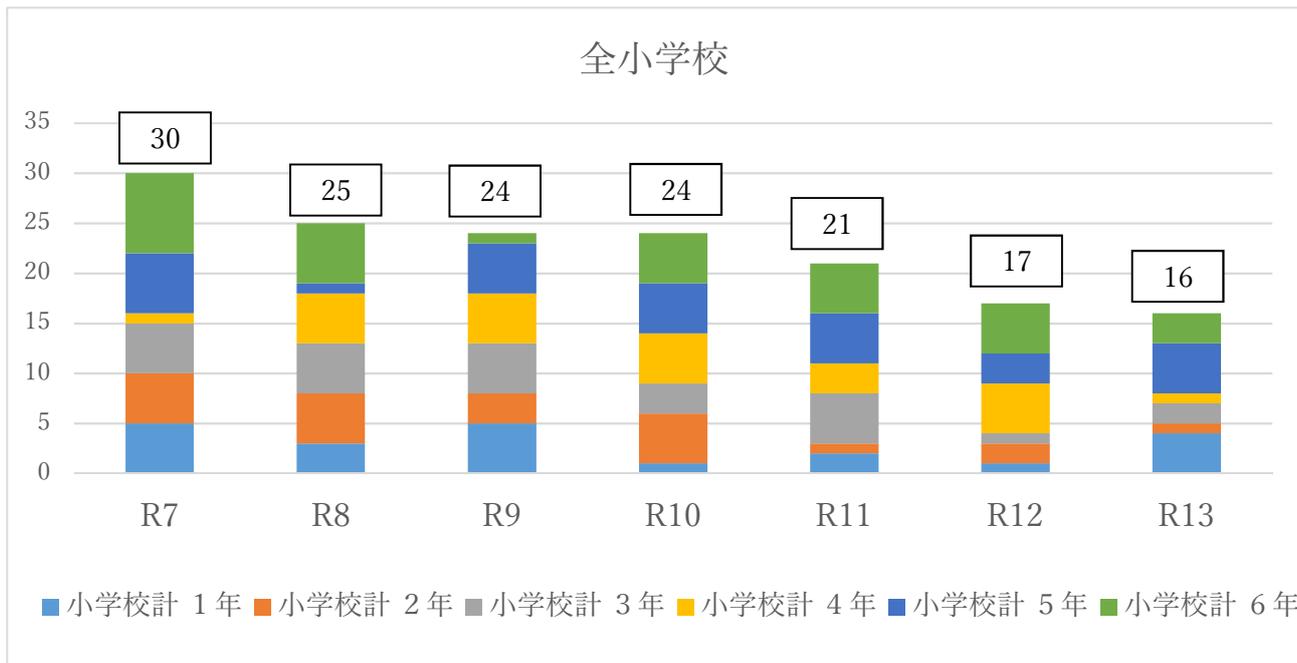
(3) 市中学校

- ・ 令和7(2025)年の全生徒数は1人です。その後は在校生もなく休校となります。

3 町内全小学校・中学校

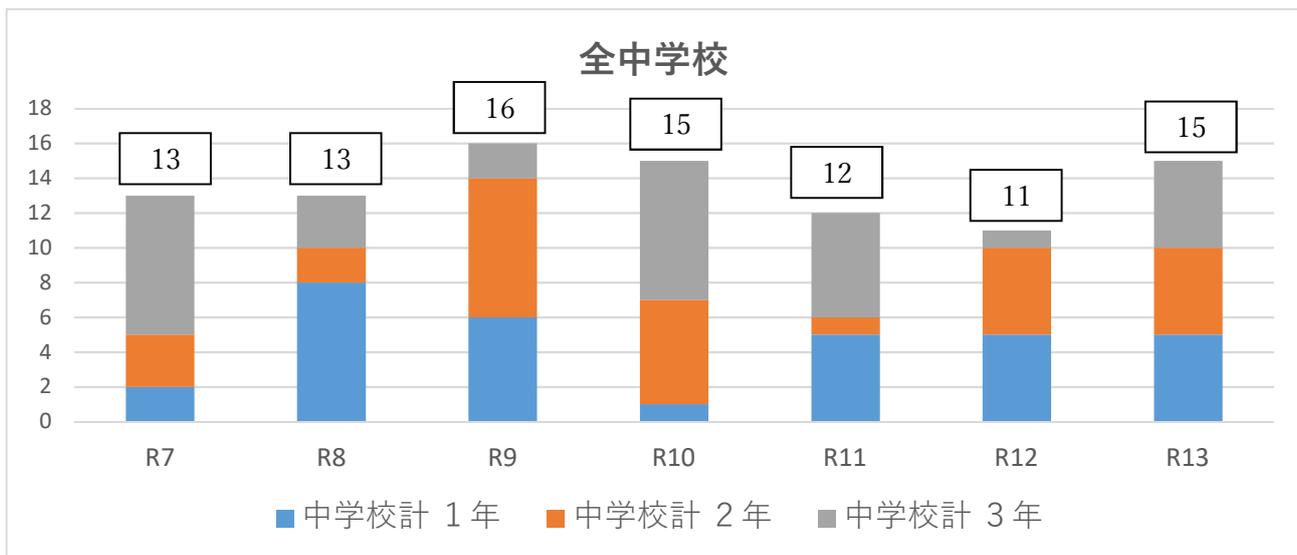
(1) 全小学校

- ・ 令和7(2025)年の全児童数は30人です。その後、下降し20人台で推移します。令和13(2031)年の全児童数は、16人の予測です。



(2) 全中学校

- ・ 令和7(2025)年の全生徒数は13人です。その後はほぼ横ばいで推移し、令和13(2031)年の全生徒数は、15人の予測です。



令和7年度以降の住用地区児童生徒数推移

【小学校】

学校名	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
住用小	1年	2	1	5	2	2	3	2
	2年	4	2	1	5	2	2	3
	3年	2	4	2	1	5	2	2
	4年	1	2	4	2	1	5	2
	5年	1	1	2	4	2	1	5
	6年	5	1	1	2	4	2	1
	計	15	11	15	16	16	15	15
東城小	1年	3	2	1	0	1	0	2
	2年	1	3	2	1	0	1	0
	3年	3	1	3	2	1	0	1
	4年	0	3	1	3	2	1	0
	5年	5	0	3	1	3	2	1
	6年	3	5	0	3	1	3	2
	計	15	14	10	10	8	7	6
市小	1年	0	0	1	0	0	0	0
	2年	0	0	0	1	0	0	0
	3年	0	0	0	0	1	0	0
	4年	0	0	0	0	0	1	0
	5年	0	0	0	0	0	0	1
	6年	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	1	1	1	1
合計	30	25	26	27	25	23	22	

【小学校 学年計】

	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
小学校計	1年	5	3	7	2	3	3	4
	2年	5	5	3	7	2	3	3
	3年	5	5	5	3	7	2	3
	4年	1	5	5	5	3	7	2
	5年	6	1	5	5	5	3	7
	6年	8	6	1	5	5	5	3
計	30	25	26	27	25	23	22	

【中学校】

学校名	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
住用中	1年	0	5	1	1	2	4	2
	2年	1	0	5	1	1	2	4
	3年	4	1	0	5	1	1	2
	計	5	6	6	7	4	7	8
東城中	1年	2	3	5	0	3	1	3
	2年	2	2	3	5	0	3	1
	3年	3	2	2	3	5	0	3
	計	7	7	10	8	8	4	7
市中	1年	0	0	0	0	0	0	0
	2年	0	0	0	0	0	0	0
	3年	1	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0	0
合計	13	13	16	15	12	11	15	

【中学校 学年計】

	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
中学校計	1年	2	8	6	1	5	5	5
	2年	3	2	8	6	1	5	5
	3年	8	3	2	8	6	1	5
計	13	13	16	15	12	11	15	

4 住用町内小・中学校の状況等について(令和7年度)

1 住用町内小・中学校について

住用町内学校は、小学校3校、中学校3校で、うち東城小学校と東城中学校は併設校、同じく市小学校と市中学校も併設校です。

住用町内学校のように過小規模校では、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすく、また、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができ、異年齢の学習活動を組みやすいなどのメリットもある一方で、現在、小学校においては複式指導や中学校においては、教科外指導や部活動の指導などの課題を抱えながら、学校運営が行われている。

学校規模の標準

【参考:文部科学省が定める基準】

小学校 1学年 2～3学級

中学校 1学年 4～6学級

ただし、地域のただし、地域の実態等の特別な事情があるときは、この限りではない。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとされている。

■小学校

令和7年5月1日現在

学校名	児童数		学級数		教職員数	所在地
	普通	特支	普通	特支		
住用小学校	13	2	3	1	7	住用町役勝 27 番地
東城小学校	14	1	3	1	6	住用町摺勝 610 番地
市小学校	0	0	0	0	0	住用町市 62 番地

※市費職員は除く(校務員, 図書事務)

■中学校

令和7年5月1日現在

学校名	児童数		学級数		教職員数	所在地
	普通	特支	普通	特支		
住用中学校	5	0	1	0	5	住用町役勝 27 番地
東城中学校	6	1	2	1	5	住用町摺勝 610 番地
市中学校	1	0	1	0	5	住用町市 62 番地

※市費職員は除く(校務員, 図書事務)

2 小・中学校における複式指導

教員は、直接指導と間接指導を組み合わせ、複数の学年を行き来しながら指導することとなり、特別な指導技術が求められるとともに、児童にとっては長時間の直接指導(実験・観察など)が必要となる活動に制限が生じる。

複式指導は、原則、隣接する2つの学年(例:1年生と2年生で1つの学級を編成するなど)で行うこととなっているが、一部の小学校においては、学年が0名となり変則的な複式指導(例:3年生と5年生で1つの学級編成など)になっている学校もあり。今後増えることが予想される。

■小学校 ()は特別支援学級在籍者 別掲 (令和7年度)

学校名/ 学年	児童数・学級編成							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
住用小学校	2	2(2)	2	1	1	5	2	15
学級数	1(1)		1		1		1	3(1)
東城小学校	3	1	3	0	4	3	1	15
学級数	1		1(1)		1		1	3(1)
市小学校	休 校							

■中学校 ()は特別支援学級在籍者 別掲 (令和7年度)

学校名/ 学年	児童数・学級編成				
	1年	2年	3年	特支	計
住用中学校	0	1	4	0	5
学級数	0	1		0	1
東城中学校	1	2	3	1	7
学級数	1(1)		1	1	2(1)
市中学校	0	0	1	0	1
学級数	0	0	1	0	1

3 中学校における教科外指導や部活動の指導

小規模校は、経験年数、専門性などバランスの取れた教員の配置やそれを活かした指導の充実に難しく、また、専門教科外の教員から指導を受ける機会が多くなることが予想される。

また、部活動の部員や指導者の確保が難しく、現状、部活動としては、住用中学校のバドミントン部や東城陸上クラブが活動しており、外部からの指導者で実施している。

学校名/ 教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術	家庭	外国語
住用中学校	○		△	○	△				△	○
東城中学校	○	△	△	○	○		○			○
市中学校			△	○	△					○

○:常勤 △:非常勤 空欄:専門教科外

■令和7年度 学校職員数等

学校名	通常の 学級数	特別 支援学級	学級 数計	児童・ 生徒数	県費負担教職員等								非常 勤講 師	市費職員			支援員等	
					校 長	教 頭	教 諭 等	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	計	事 務 職 員	合 計		免 許 外 教 科 担 任 解 消	図 書 事 務	校 務 員	計	理 科 支 援 員
住用小	3	1	4	15	1	1	4	-	1	7	1	8	-	0.2	1	1.2	○	教育 相談 員 配 置
東城小	3	1	4	15	1		4	1	-	6	1	7	-	0.2	0.5	0.7	○	
市小	(休校中)				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小学計	6	2	8	30	2	1	8	1	1	13	2	15	-	0.4	1.5	1.9	-	
住用中	1		1	5	1	1	2	1	-	5	-	5	1.75	0.2	1	1.2	-	
東城中	2	1	3	7	-	1	4	-	-	5	-	5	2.33	0.2	0.5	0.7	-	
市中	1		1	1	1	1	2	-	-	4	1	5	0.83	0.2	1	1.2	-	
中学計	4	1	5	13	2	3	8	1	-	14	1	15	4.91	0.6	2.5	3.1	-	
合計	10	3	13	43	4	4	16	2	1	27	3	30	4.91	1	4	5	-	-

教育の基本目標

地域の未来を担う「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するためには、学校教育だけで実現を目指すのではなく、家庭や地域社会がそれぞれの役割や機能を理解し、連携の強化を図る必要があります。

子どもにとって家庭は、基本的な生活習慣、他者への思いやり、自立心、社会規範などを身に付け、安らぎや家族団らんを通して人格の基礎が形成される場であり、教育の基本は、まさに家庭にあるといえます。

また、地域社会は、家庭や学校という限られた人とのつながりの枠を越えて、地域行事等を通じて、多くの大人との関わりや様々な体験による学びの場として、子どもの健やかな成長のために重要な役割を担っています。

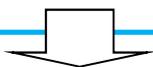
一方、学校には、変化の激しい社会を生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」の調和のとれた力を育むことやいじめ・不登校など諸課題への対応、特別支援教育体制の充実などが求められています。

地域の宝で、未来を担う子どもたちへの教育は、地域の全ての大人が責を負うものであり、地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進を家庭・学校・地域が連携して取り組むことで、変化の激しい社会で、よりよい未来を築き、健やかに生き抜くための「生きる力」を身に付けさせなければなりません。大人が子どもの成長過程に向き合うことは、大人自身の生き方や姿勢を見つめ直すこととなることから、共に学び続ける必要があります。

つまり、教育は、生涯にわたって実践されるものといえます。

このように生涯にわたる教育の実践による人づくりを目指し、教育の基本目標を下記のように定めます。

- 1 児童生徒の個性、能力及び自主性を尊重し、学校、家庭及び地域社会の者が連携しながら、安全・安心で快適な学校生活を過ごせる教育環境の充実
- 2 地域に開かれた学校づくりや、郷土の教育的風土に根ざした体験活動、地域の文化を生かした郷土学習など、特色ある教育活動の支援
- 3 世代を超えて互いに学び、全ての市民一人一人が生き生きと共に支えあい、地域の特性を生かした多彩な学習と交流が広がるよう、共に生きる社会環境づくりの推進
- 4 歴史的・文化的景観を踏まえた文化財を生かしたまちづくり構想や地域ブランド開発を進め、文化的コミュニティ活動を促進する文化薫るまちづくりの推進
- 5 子どもたちの体力の向上を図るとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実の推進



地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり

各学校の特色

学校名	校訓	学校教育目標・特色
住用小学校	やさしく かしこく たくましく	○学校教育目標 「郷土を愛し、心豊かで自ら考えて行動できるたくましい住用の子どもを育てる」 ○特色ある教育活動 ・一事徹底「大きな声であいさつ・返事」 ・一校一改善「振り返りの充実」
住用中学校	・好学…めあてを持ち、進んで学ぶ生徒 ・自律…自ら判断し、行動できる生徒 ・根性…前向きに何事も努力する生徒 ・協同…人の心が分かり、思いやりのある生徒	○学校教育目標 「未来を築くために学び続ける生徒の育成」 ○特色 地域の豊かな人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との協働を図ったりして、地域と連携しながら学校教育目標の実現を図る。 ア 勤労生産活動 郷土の土とふれあい環境の保全に努める(花づくり, 花いっぱい運動, 市民清掃への参加) イ 人と出会う体験 鑑賞教室, 職場体験学習, 交流学习 ウ 伝統芸能体験 総合的な学習の時間(三味線, 三太郎太鼓, 大島紬着付体験) エ 自然ふれあい体験 自然保護活動, ふるさと学習 オ 住用小学校との連携 小中合同の教育活動, 学校行事, PTA行事, 家庭教育学級, 中学校体験入学, 合同研修会

<p>東城小中学校</p>	<p>「自ら学ぶ」 ・進んであいさつ(誠実) ・進んで仕事(勤労) ・自ら鍛える頭と体(好学・健康)</p>	<p>○学校教育目標 ふるさとを愛したくましく生きる力を持ち,自ら考え行動できる児童生徒の育成</p> <p>○特色ある教育活動 キャッチフレーズ:「形は心」 ・一事徹底事項:「心のこもったあいさつをしよう」 ・教職員が意識する数字:0, 1, 100, 45・50 (いじめ, 不登校0にしていこうという思い／子どもたち, 先生方一人一人を大切にする／笑顔100%でいられるように／授業時間(小学校45分・中学校50分)を精一杯守る)</p>
<p>市小中学校</p>	<p>夢・自信・愛</p>	<p>○学校教育目標 ふるさとを愛し 夢に向かって 自ら学び 共に生きる 市の子を育てる</p> <p>○特色ある教育活動 ・一事徹底 「自主行動」 ・一校一改善 「定着度の把握と習熟の徹底」 ・一校一運動 「体操・表現運動」</p>

住用町内各学校の施設状況

施設名	所在地	建物名	建築年度	経過年数	構造※	延床面積 ㎡
住用小学校	住用町役勝 27番地	校舎	1976(S51)	49	R	1,282
		校舎(管理棟)	1995(H7)	30	R	468
		体育館	1966(S41)	59	R	344
		給食室	1977(S52)	48	R	101
		コンテナ受配室	2018(H30)	7	S	16
住用中学校	住用町役勝 27番地	校舎	1978(S53)	47	R	1,403
		校舎(特別棟)	1996(H8)	29	R	441
		体育館	1976(S51)	49	R	708
東城小中学校	住用町摺勝 610番地	校舎	1993(H5)	32	R	2,151
		校舎(特別教室棟)	1977(S52)	48	R	468
		体育館(小学校)	1969(S44)	56	R	333
		体育館(中学校)	1980(S55)	45	R	629
		給食室	1976(S51)	49	R	81
		コンテナ受配室	2018(H30)	7	S	14
市小中学校	住用町市62 番地	校舎	2002(H14)	23	R	1,502
		体育館	1974(S49)	51	R	442
		コンテナ受配室	1978(S53)	47	R	81

※構造 R:鉄筋コンクリ造 S:鉄筋その他造 W:木造

資料:奄美市学校施設等長寿命化計画(令和5年)

○住用小学校

建物は、平成7年築の校舎管理棟(19号棟)及び昭和51年築の校舎(10号棟)において、建築年数が30年及び49年経過している。なお、昭和41年築の体育館は平成21年度に大規模改修を行っている。

○住用中学校

建物は、昭和53年築の本校舎(8号棟)及び平成8年築の特別校舎(16号棟)において、建築年数47年及び29年経過している。なお、昭和51年築の体育館は平成23年度に大規模改修を行っている。

○東城小中学校

建物は、築40年以上の施設が全体の3分の2以上を占める。平成5年築の本校舎(13号棟)及び昭和52年築の特別教室棟(6号棟)において、建築年数32年及び48年経過している。なお、小学校体育館は過去2度水害による被害を受けている。中学校体育館については、平成26年度に大規模改修を行っている。

同校のプールは、住用小学校及び住用中学校が共同利用している。

○市小中学校

建物は、平成14年築の校舎(16号棟)が23年経過している。体育館については、平成24年度に大規模改修を行っている。

■改修等の基本的な方針

※奄美市学校施設等長寿命化計画抜粋，一部削除

R造の建物については、総合管理計画に基づき、耐用年数を70年とし、大規模改修を築後35年で実施するものとします。また、部位改修を竣工・大規模改修・改築の中間年である築後18年、53年に実施するものとします。その他の構造の建物については、「建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)」に基づき、W造の耐用年数を40年、S造の耐用年数を50年と設定し、耐用年数を迎えた建物はR造に改築します。S造の建物については大規模改修を築後25年で実施するものとします。

管理施設 整備内容	事後保全			予防保全		
	R	S	W	R	S	W
大規模改修	30年			35年	25年	
改築	60年	40年	40年	70年	50年	40年
部位改修				18年, 53年		

保有教室数

■小学校

学校名	保有教室数									保有教室 総面積(m ²)	
	普通	特別教室								普通	特別
		理科	生活	音楽	図工	家庭	CP	図書	特活		
住用小	4	1		1	1	1	1	1	3	196	734
東城小	4	1	1	1	1				4	196	566
市小	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	362

※ CP:コンピュータ室 特活:特別活動室

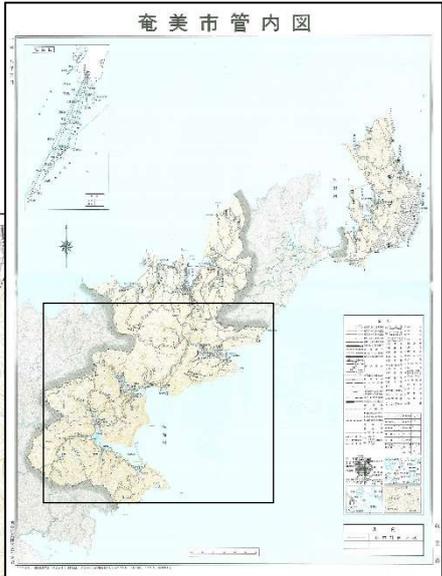
■中学校

学校名	保有教室数									保有教室 総面積(m ²)	
	普通	特別教室								普通	特別
		理科	美術	音楽	技術	家庭	CP	図書	特活		
住用中	2	1	1	1	2	1	1	1	3	98	854
東城中	4	1		1	1	1	1	1	1	165	503
市中	1			1			1	1	4	49	433

※ CP:コンピュータ室 特活:特別活動室

住用町内学校所在地図

住用町内学校所在地図



平成十五年一月



住用小学校



住用中学校



東城小中学校



市小中学校

凡 例	



この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の1:50,000の1:50,000地形図を複製したものである。(承認番号 第14入第 第311号)

5 統合再編のメリット・デメリット

【国の考え】 小規模校

■学習面

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許をもつ教員を配置しにくい。 ・児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。 ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。

■生活面

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の交流が生まれやすい。 ・児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。

■学校運営面など

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ・子ども一人当たりにかかる経費が大きくなりやすい。 ・PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

■統合再編することによる地域への影響

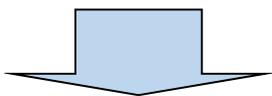
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理のコスト縮減を図ることができる。 ・統合再編を機に、地域社会の単位(町内会、学区など)が実情にあった範囲に見直されることもある。 ・学校施設を利活用することで、新たなにぎわいや交流が生まれることもある。 ・存続・新設される学校周辺への人口流入が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な活動がなくなることで、住民同士の交流の機会が減ったり、住民の楽しみや生きがい失われる。 ・施設が利活用されないと、施設や環境の劣化・荒廃が進む。 ・経年変化により、地域住民にとっての“心のよりどころ”や“シンボル”が崩れていく。 ・スクールバスの運行費が増加する。 ・休校・廃校になる学校周辺からの人口流出が危惧される。

適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、一定の規模を確保することが望ましい。

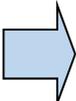
※ 小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる

- ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
- ・多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる



- そのため、文部科学省では、小中学校の学校規模(学級数)の標準等を設定。
(学校教育法施行規則において、学校規模の標準は、小中学校ともに、12 学級以上 18 学級以下)

- 学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。
※ 学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。
- また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もある。

 統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。

- ※ 小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要。

【文科省 令和 7 年 3 月 5 日令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議資料抜粋】

6 「住用町内学校の在り方検討委員会」スケジュール(案)

令和7年度

月	開催回	内 容
7月	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長, 副委員長選出 ・諮問 ・議事 <p>経緯と目的, 委員会スケジュール, 住用町人口・児童生徒数推移等, 住用町内小・中学校の状況等, 統合再編のメリット・デメリット, 各アンケート結果報告(保護者, 嘱託員会, 地域協議会)</p>
8月	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察(各学校)
10月	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について, 基本方針案について <p>住用町における学校再編計画・素案をまとめるための調査について(地域の意見, 主要団体等への意見聴取等ヒアリング, もしくはアンケート調査の実施)</p>
12月	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案, 基本方針案について ・パブコメについて
2月	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終案の確認 ・答申書(報告書)の確認

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026 1月	2月	3月
検討委員会	● 第1回	● 第2回		● 第3回		● 第4回		● 第5回	答申
学校・PTA 説明会			● 3地区		● 3地区		● 3地区		
住民説明会			● 3地区		● 3地区		● 3地区		
嘱託員会		●	●		●		●		●
地域協議会			●					●	